

おお

ぶ

し

大 府 市

た

ぶん

か

きょう

せい

多 文 化 共 生

すい

しん

ぷ

ら

ん

推 進 プ ラ ン

ダイバシティおおぶ

(大府市多文化共生推進委員会)

委員長:松宮 朝《まつみや あした》

副委員:岡田 雅子《おかだ まさこ》

委員:内田 正則《うちだ まさのり》

委員:岡村 秀人《おかむら ひでと》

委員:中庄 早穂子《なかしょう さほこ》

委員:村上 アリセ《むらかみ ありせ》

目 次

第1章 多文化共生推進プランの考え方.....	1
1 プラン策定の背景.....	1
2 プランの目的.....	2
3 プランの役割.....	3
4 プランの期間.....	3
(資料1) 外国人登録者数の現状.....	4
(資料2) 「第5次大府市総合計画」(平成21年度策定)関係分抜粋....	7
プランの体系図.....	8
第2章 推進施策.....	9
1 生活支援.....	9
(1) コミュニケーションに関する支援.....	11
① 多様な情報提供.....	11
② 日本語及び日本文化の習得のための支援.....	11
③ 外国人市民の生活相談のための窓口の設置.....	12
(2) 生活基盤に関する支援.....	13
① 居住環境の充実のための支援.....	13
② 雇用・労働環境の充実のための支援.....	13
③ 進路相談と就職支援(キャリア教育).....	13
(3) 医療・保健・福祉面からの支援.....	14
① 医療・保健・福祉サービスの充実.....	14
② 子育て世帯・高齢者世帯への支援.....	14
(4) 防災面からの支援.....	15
① 防災情報の提供.....	15
② 災害時の支援.....	15
(資料3)「大府市地域防災計画」(平成21年度修正)関係分抜粋.....	16
2 教育支援.....	17
(5) 外国人市民の子どもたちの成長を支援する教育.....	18
① 就学情報の提供.....	18
② 学習支援.....	18
③ 地域ぐるみの取組の促進.....	19
(6) 多文化共生を理解する教育.....	20
① 国際理解教育の推進.....	20
② 多文化共生社会への意識啓発.....	20
3 地域づくり.....	21
(7) 意識啓発と交流.....	22
① 地域資源を活用した啓発と交流.....	22
② 住民自治組織を活用した交流.....	22
③ 多様な手段による意識啓発.....	22
(8) 外国人市民の自立と社会参画.....	23
① 自助組織を通じた参画.....	23

② 住民自治組織の支援.....	23
③ 人材の育成.....	23
4 多文化共生と交流の推進.....	24
(9) 推進体制の整備.....	26
① 行政の役割.....	26
② 市国際交流協会の役割.....	27
③ 市民・NPO・企業の役割.....	27
(10) 国際的都市間交流.....	28
① 姉妹都市交流を始めとする交流.....	28
② 国際化社会への取組.....	28

[注釈]

えいじゅうしゃ _____ 永住者	5
えーえるていー _____ ALT	17
がいこくじん _____ 外国人	1
がいこくじんしみん _____ 外国人市民	1
かんこくちょうせん _____ 韓国・朝鮮	5
けんしゅうやとくていかつどう _ 研修や特定活動	6
こくさいじんけんきやく _____ 国際人権規約	2
ざいりゅうしかく _____ 在留資格	5
じどうせいと _____ 児童生徒	6
じゃいか _____ JICA	27
じんしゅさべつてつぱいじょうやく _ 人種差別撤廃条約	2
せいしゅんだいがく _____ 青春大学	22
せかいじんけんせんげん _____ 世界人権宣言	2
だいがじおおぶしそごうけいかく _ 第5次大府市総合計画	3
たぶんかきょうせい _____ 多文化共生	1
ていじゅうしゃ _____ 定住者	6
とくべつえいじゅうしゃ _____ 特別永住者	5
とりだしじゅぎょう _____ 取り出し授業	19
なんみんのちいにかんするじょうやく _____ 難民の地位に関する条約	2
はいりこみじゅぎょう _____ 入り込み授業	19
ぴくとぐらむ _____ ピクトグラム	12
ぼご _____ 母語	10
やさしいにほんご _____ やさしい日本語	12
ゆにばーさるでざいん _____ ユニバーサルデザイン	10

第1章 多文化共生推進プランの考え方

1 プラン策定の背景

我が国では、少子化及び高齢化が進行するとともに、総人口が減少し、今世紀半ばに3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えると予想されます。本市では、今後も若い世代や子育て世代の流入により人口は増加することが予想されますが、人口構成については、全国動向と同じく高齢化が進行していくものと考えられます。

産業都市の側面も持つ本市においては、少子化に伴い労働力不足が進行し、労働者としての外国人市民*が増加することが予想されます。外国人市民は定住化する傾向が進んでおり、これらの人びとに対する教育や福祉といった行政サービスの保障が求められています。

一方、言葉の壁や生活習慣の違いから、地域での様々ないざごも顕在化してきています。日本人も外国人*も地域でともに暮らす市民として、お互いを理解し合うことが必要になってきています。

このような中、平成18年3月には、国が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各市町村においても計画的、総合的に多文化共生*の推進を実施するよう要請されています。

* 外国人市民

本プランでは外国にルーツを持つ市民という意味で用います。本市在住の外国籍市民のみならず、日本国籍を取得した人、国際結婚によって生まれた子ども、外国で生まれ日本語が話せない日本人など外国にルーツを持つ市民も、外国籍市民の人と同様の課題を抱えている場合もあることから、本プランでは、これらの人々も視野に入れ「外国人市民」という表現を用います。

* 外国人

本プランでは、日本国籍を持たない人という意味で使います。

* 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。ここでいう「文化」とは、芸術のみを指すのではなく、その高低や優劣を評価せず、人間の集団が持っているおのおのの生活様式を広く総称したものとして使っています。

2 プランの目的

大府市多文化共生推進プランでは、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」と定義づけます。

大府市民は、国籍や文化的背景に関わらず基本的に等しく行政サービスを受ける権利と義務とを有しています。

日本国憲法はもとより、「世界人権宣言*」「国際人権規約*」、「難民の地位に関する条約*」、「人種差別撤廃条約*」等の国際条約における外国人の人権尊重の趣旨を鑑み、本市の特性を踏まえ、望ましい多文化共生社会のありかたを実現するための分野別の課題や取組を示します。

* 世界人権宣言
昭和 23 年 12 月 10 日第 3 回国連総会で採択された一般的人権宣言です。

* 国際人権規約
「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和 54 年 8 月 4 日号外条約第 6 号）」 「市民及び政治的権利に関する国際規約（昭和 54 年 8 月 4 日号外条約第 7 号）」

* 難民の地位に関する条約
難民の地位に関する条約（昭和 56 年 10 月 15 日号外条約第 21 号）」

* 人種差別撤廃条約
「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（平成 7 年 12 月 20 日号外条約第 21 号）」

3 プランの役割

大府市多文化共生推進プランは、これからの本市の多文化共生の基本的な方向を示す指針となるものであり、第5次大府市総合計画*を上位計画とする個別計画と位置づけ、基本的な考え方を提示し関連する取組を体系化する基本計画として策定します。また、他の計画とも連携しながら、多文化共生社会の実現を目指します。

総合計画では、多文化共生の推進について、「外国語情報提供、国際理解支援、多文化共生などを通して、国籍に関係なくお互いの文化、生活習慣を尊重し、言葉の壁や習慣の違いから生じる問題の解決に取り組むこと」、としています。

また、本プランは単なる一部分の計画にとどまることなく、行政のあらゆる事業について多文化共生の視点から整合を図るほか、これまで本市の国際交流の中心を担ってきた大府市国際交流協会についても、そのあり方や行政との連携について検討するものとします。

<p>* 第5次大府市総合計画</p>

<p>平成22年度から平成32年度までを計画期間とした本市のまちづくりの基本となる計画です。多文化共生については、「第2部まちを支え将来を担う人づくり」「第4章 国籍・性別を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」に記載があります。</p>

4 プランの期間

平成23年度から平成27年度までの5年間のプランとします。

(資料 1) 外国人登録者数の現状

大府市における外国人登録者数は、「出入国管理及び難民認定法」の平成 2 年の改正法の施行以来、増加の一途をたどっていました。しかし、近年の経済状況の悪化に伴い、増加の速度が鈍化し、減少傾向に転じています。

表 1 各年度末の外国人登録者数と人口に占める割合（市民課調べ）

年度	9	15	16	17	18	19	20	21
登録者数(人)	1,440	1,730	1,920	2,187	2,339	2,625	2,445	2,147
総人口(人)	74,551	78,462	80,015	81,653	83,705	84,106	84,720	85,390
比率(%)	1.93	2.20	2.40	2.68	2.79	3.12	2.89	2.51

平成 21 年度の外国人登録者数では、2,147 人で人口全体の 2.51 パーセントを占めています。

表 2 平成 20 年 5 月末と 21 年度末との主な国籍別の登録者数比較(市民課調べ)

国籍	平成 20 年 5 月末 A	平成 21 年度末 B	増減 B-A	Aを1とした 場合のBの比率 B/A
ブラジル	933 人	664 人	△269 人	0.71
中国	510 人	457 人	△53 人	0.90
韓国・朝鮮	317 人	300 人	△17 人	0.95
フィリピン	226 人	215 人	△11 人	0.95
ベトナム	201 人	189 人	△12 人	0.94
ペルー	179 人	151 人	△28 人	0.84
その他	261 人	171 人	△90 人	0.66
合計	2,627 人	2,147 人	△480 人	0.82
市人口	84,551 人	85,390 人	839 人	1.01

中国、韓国・朝鮮*、フィリピン、ベトナムなどのアジア系外国人の登録者は、ブラジル人と比較すると数字に大きな変化は見られません。外国人全体では、2,627 人から 2,147 人となり 480 人の減少となっています。

* 韓国・朝鮮

「韓国」は大韓民国を表し、「朝鮮」は朝鮮半島という地域出身を表します。

在留資格* の割合は、国籍により傾向が大きく異なります。

表3 上位6国籍の主な在留資格(平成22年6月9日現在・市民課調べ)

ブラジル	永住者 59.2%		定住者 30.7%			その他 10.1%
中国	特定活動 26.8%	永住者 19.1%	研修 16.2%	家族滞在 10.4%	その他 27.5%	
韓国・朝鮮	特別永住者 84.6%					その他 15.4%
フィリピン	永住者 42.5%		日本人の配偶者等 20.8%	定住者 15.9%	その他 20.8%	
ベトナム	特定活動 58.3%			研修 20.9%	その他 20.8%	
ペルー	永住者 52.3%		定住者 26.8%		その他 20.9%	

第1のグループは、「韓国・朝鮮」に見られるように、特別永住者* が多いグループ、第2のグループは、「ブラジル」に見られるように永住者* 及び定住者* が多く、日系人であるというような身分上の在留資格の多い例です。「フィリピン」「ペルー」についても同じ傾向が見られます。第3のグループは「ベトナム」に見られるように研修や特定活動* が多い例です。「中国」にもよく似た傾向があるものの、「ベトナム」ほど顕著ではありません。「中国」については、在留資格が他の国籍より多様性が見られます。

* 在留資格
「出入国管理及び難民認定法」の規定による、外国人が日本に入国し活動するために必要な資格です。

* 特別永住者
戦前から日本に住み、サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている永住資格です。

* 永住者
特別永住者を除き法務大臣から永住の許可を受けた者です。在留期間は無期限で、就労制限はありません。

* 定住者
法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者です。該当例として、インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人などが挙げられます。在留期間は、3年を超えない範囲で、3年、1年または法務大臣が個々に期間を指定します。

* 研修や特定活動

主に外国人研修・技能実習制度による、研修生の在留資格が「研修」、技能実習生の在留資格が「特定活動」となっています。なお、平成 22 年 7 月 1 日以降の取扱いは、いずれの在留資格も「技能実習」に含まれます。

表 4 年齢別外国籍の保育園児童数(平成 22 年 4 月 1 日現在・児童課)単位:人

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	児童数	比率
保育実施児	1	0	2	4	12	4	23	1,637	1.4%
私的契約児	0	0	0	0	1	3	4	107	3.7%
合計	1	0	2	4	13	7	27	1,744	1.5%

表 5 国籍別外国籍の保育園児童数(平成 22 年 4 月 1 日現在・児童課)単位:人

ブラジル	ペルー	フィリピン	韓国朝鮮	中国	その他	合計
12	7	2	1	2	3	27

保育園には約 30 人の外国籍の児童が在籍しています。

外国人市民の児童生徒* の通学先は、分散している傾向にあり、特定の学校に集中していません。

* 児童生徒

義務教育である小学校及び中学校に通っている子どもを児童生徒と呼びます。個々に分類する必要があるときは、「児童・生徒」とします。

表 6 各年度 5 月の外国人児童生徒の推移(学校教育課調べ)単位：人

学校名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
大府小学校	5	5	5	5	6
神田小学校	4	3	5	4	1
北山小学校	19	17	15	14	13
東山小学校	7	4	4	6	5
共和西小学校	0	0	1	1	3
共長小学校	18	28	22	19	13
吉田小学校	2	2	4	5	3
石ヶ瀬小学校	11	15	25	18	19
小学校計	66	74	81	72	63
大府中学校	3	5	6	2	2
大府西中学校	4	5	7	11	9
大府北中学校	16	17	21	16	15
大府南中学校	1	1	1	1	2
中学校計	24	28	35	30	28
合計	90	102	116	102	91

(資料 2)「第 5 次大府市総合計画」(平成 21 年度策定)関係分抜粋

第 2 部 まちを支え将来を担う人づくり

第 4 章 国籍・性別を越えてお互いを尊重し合える社会づくり

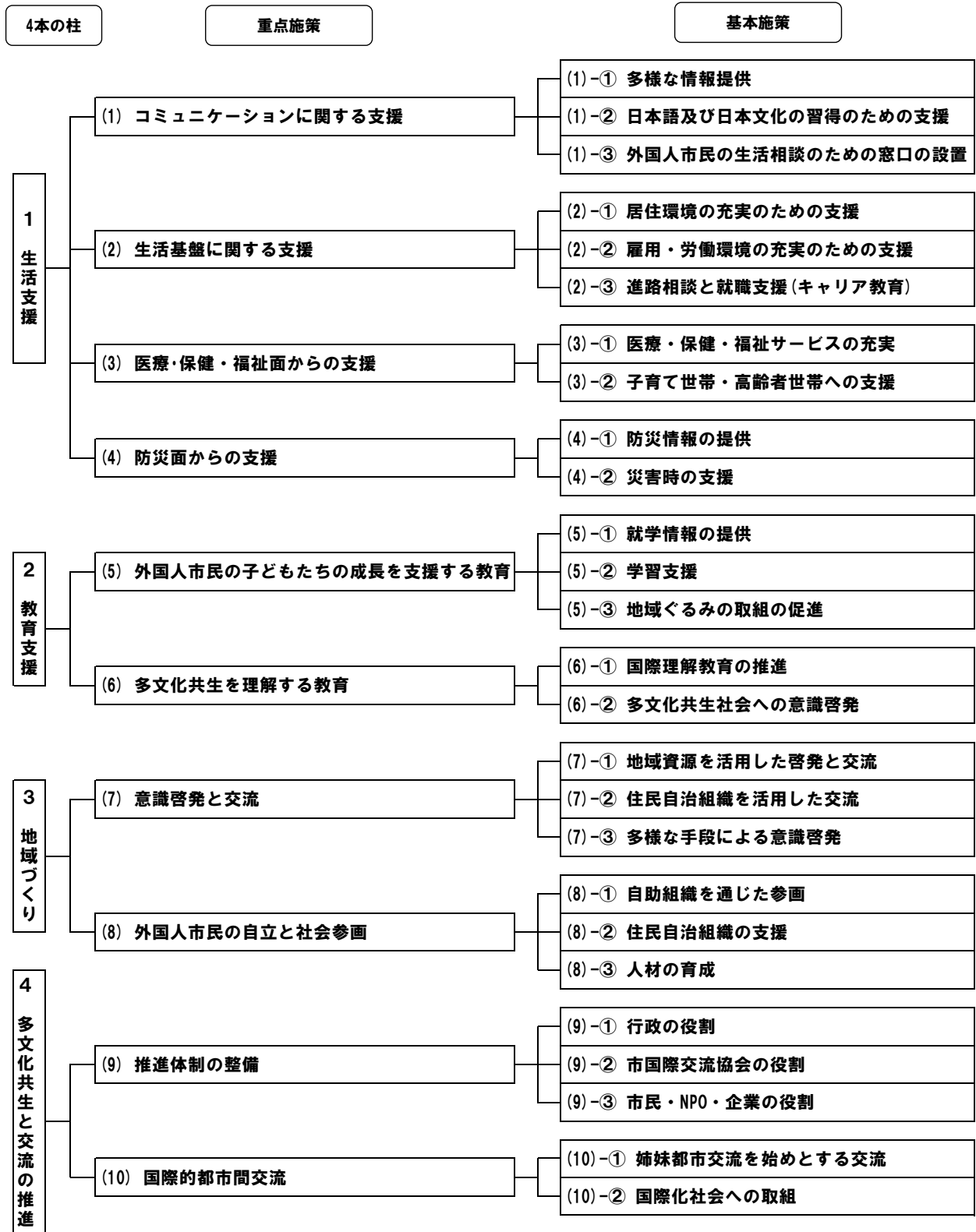
(現状と課題) 本市では、日本語教室の開催や各種相談を通して外国人市民との共生社会づくりに取り組んでいます。今後は、多様な文化的背景を持つ人々と共生していくための仕組みづくりが求められています。

(目指すべきまちの姿) 市民、地域、事業者、行政が連携することにより、すべての市民が国籍や性別などに関わりなくお互いを尊重することのできる地域社会が形成されています。

(事業の方向性) 1 多文化共生社会の推進 外国語情報提供、国際理解支援、多文化共生などを通して、国籍に関係なくお互いの文化、生活習慣を尊重し、言葉の壁や習慣の違いから生じる問題の解決に取り組めます。

プランの体系図

[基本目標]
国籍・性別を越えてお互いを尊重し合える社会づくり



第 2 章 推進施策

1 生活支援

外国人市民が日本で安心・安定した生活を続けるためには、住居、医療、雇用、福祉、防犯、交通安全などの様々な環境が整っていると同時に、それらの情報を容易に入手できる環境が整っていることも必要です。しかしながら、現在、本市が市民に発信している広報・ホームページを始め、他の多くの情報は、母語* ではなく、ほとんどが日本語のみの表記であるため、外国人市民にとっては理解できないだけでなく、情報の存在そのものを知らない可能性があります。

このため、例えば市民税を始めとする納税の義務の重大性が認識されず、本人が意図しないまま、滞納を続け、最終的に本人にとって不利益な処分を受けることもあります。財政上、歳入に悪影響を与えるばかりか、善良な納税者である外国人市民にとっても、外国人市民に対する感情に悪影響を及ぼすことから、無関係ではありません。

本市では、平成 21 年度に「大府市暮らしの便利帳(英語・ポルトガル語・中国語・スペイン語・ベトナム語)」を作成し、窓口に配置することにより、外国人市民への制度説明などに活用しています。また、市国際交流協会により、日本語教室(日曜日午前 10 時から正午まで、月 3 回開催)が運営されるとともに、外国人情報紙『ほほえみ』の編集発行(隔月発行)を通じて外国人市民への情報提供を行っています。

外国人市民が行政サービスを受けられることを当然のこととし、それを保障するために、多くの情報を等しく受け取ることができるようにすることで、多様な文化的背景を持った市民が共生する地域社会は、ユニバーサルデザイン* の視点からのまちづくりを進めることにもなります。

とりわけ、地震や台風の際の緊急情報についてはメディアと連携するなどして、日本人市民と同様な状態で受け取ることができるようになることが求められます。また、被災した外国人市民が復興していく過程でも、日本人市民と同等に支援情報を受け取れるように配慮する必要があります。日本人市民であるか外国人市民であるか、また日本語に堪能であるかどうかを問わず、遭遇する災害は、市民が協力し合って克服するものです。コミュニケーションを通訳翻訳によるもののみととらえるのではなく、それ以外のコミュニケーションが可能であることの理解を進めることが必要です。そのためには、日ごろからの交流が重要となります。

外国人市民が住宅や職を求めたり、医療機関にかかる場合も、そもそもの情報の少なさとともに、文化・慣習の違いや、事業者などの外国人市民に関する情報不足などから、本来求めているサービスが受けられないのみならず、トラブルになる場合もあります。事業者側の理解を促すとともに、外国人市民も日本の慣習をより円滑に理解できるよう生活基盤の安定化のために支援をする必要があります。

相談や通訳体制については、相談者や翻訳者として、文化国際課において英語、ポルトガル語は週に複数日、中国語、スペイン語については月 1 日配置しています。市役所の窓口を訪れる外国人市民の相談に柔軟に対応できる体制の整備が必要です。

日本に来た目的も、国籍も様々な外国人市民が、大府市民として市内で快適に過ごすことができるよう、双方がお互いを理解するとともに、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを目指し、様々な生活支援を行っていく必要があります。

* 母語

子どものときに、自然に習得する言語のこと。国籍と一致するとは限らない。

* ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、言語、国籍、知識、経験、身体的特徴などの違いに関係なく全ての人を使いこなす施設や設計を目指す概念のこと。

(1) コミュニケーションに関する支援

外国人市民もすべての情報を等しく受け取ることができるよう、多言語表記ややさしい日本語* での情報発信をします。多言語の情報を作成するにあたっては、日本語から外国語への置き換えにとどまるのではなく、真に求める情報が得られるように、その言葉を母語とする外国人市民の意見を取り入れます。

一方、外国人市民も日本語を習得するとともに、日本の文化や習慣を理解するよう取組を進めます。また、それに伴い、日本語教室に携わるボランティアの育成や、母語で生活の様々な分野の相談に応じることができる人材の発掘などを行います。

① 多様な情報提供

ア 公共施設内の案内表示の多言語表示

公共施設内の案内表示は多言語化若しくはローマ字表記、ひらがなのルビを振る、ピクトグラム* の使用などにより、日本語を理解しない市民にもわかりやすいものを目指します。

イ 行政が発信する情報の多言語表記

広報、生活関連冊子、パンフレット、ホームページ等の多言語表示を可能な範囲で、随時実施していきます。

ウ 生活開始時のオリエンテーションの実施

大府市に外国人登録に来た時をとらえ、生活に必要な様々な情報を提供するとともに、様々な手続きもできるように、公共施設の説明をします。

エ 災害時等の緊急情報の多言語化

災害時の緊急情報の多言語化を目指します。

オ 通訳・翻訳体制の充実

通訳者・翻訳者の配備体制を充実するとともに、新たな人材の発掘に努めます。

② 日本語及び日本文化の習得のための支援

ア 日本語教室の開催

子どもも含めたできるだけ多くの外国人市民に継続的に日本語を学んでもらえるような仕組みを作り、回数や開催地、方法などを拡充させます。

- イ ボランティアセンターや市民活動センターとの連携
多文化を主題とした様々な講座・イベント開催の場面で連携して
いきます。

③ 外国人市民の生活相談のための窓口の設置

- ア 外国語相談窓口の充実
外国人市民が母語でいつでも相談できるよう、外国人相談員の配
置について、充実に向けた検討を行います。
- イ 相談員の人材育成の実施
相談員が行政等の専門知識を習得できるよう、専門性の分化と人
材育成を行います。
- ウ 留学生支援の実施
大学と連携して留学生を受け入れ、支援を行います。

* やさしい日本語

普通の日本語よりも簡単で、「難しい語彙を使わない」「文の構造を簡単にす る」など、外国人もわかりやすく配慮された日本語のこと。(例)「断水」→「水 が使えない」など。

* ピクトグラム

情報や注意を示すための絵文字のこと。

(2) 生活基盤に関する支援

外国人市民が円滑に居住先を見つけられるよう住宅情報の提供をしていきます。外国人市民の居住、雇用について事業者側の理解を促すための啓発をするとともに、外国人市民が日本の慣習を理解できる施策を推進します。また、就職に向けて進路相談を実施していきます。

① 居住環境の充実のための支援

ア 住宅情報の提供

市営住宅の情報は現在ポルトガル語のみの提供であるため、ニーズに応じて随時言語数を増やしていきます。また、住宅についての相談にも対応できるよう、相談員の能力の向上を図ります。

② 雇用・労働環境の充実のための支援

ア ハローワーク（職業安定所）との連携による就労支援

外国人市民をハローワークに紹介するだけでなく、ハローワークからの情報も入手し、本市としても積極的に就労情報を提供していきます。また、ハローワーク自体も外国人市民向けの情報紙を作成しているため、機会をとらえ外国人市民に配布をするなど協力していきます。

イ 市国際交流協会との連携による支援

日本で就労するための日本語能力の向上や社会人としての基本的なマナーなどを学ぶ仕組みを、市国際交流協会とともに構築するなど、協働して就労支援に取り組みます。

ウ 商工会議所との連携による啓発

外国人市民の雇用や労働環境について、商工会議所と連携して企業に啓発を行っていきます。

③ 進路相談と就職支援(キャリア教育)

ア 進路相談・就職支援のための説明会の開催

外国人生徒の場合、保護者が日本語を話せなかったり、日本の教育制度を理解していないことがあるので通訳を同席させるなどの配慮をし、日本人の生徒と同様に進路相談・就職支援について実施します。

イ 先輩の体験報告会

日本の社会で、進学や就職した外国人市民の先輩の話を聴き自分の将来について考える機会を設けます。

(3) 医療・保健・福祉面からの支援

外国人市民は日本の健康保険や年金の制度などの社会保障制度を理解していない場合が多いことから、受診が円滑に進まない傾向があるため、多言語による表記や、制度理解の促進などを進めていきます。

また、共働き世帯の子どもの保育園入園についても日本人と同様の情報を得ることができるようにするほか、親子の日本での環境適応についても支援していきます。

① 医療・保健・福祉サービスの充実

ア 多言語による情報提供

外国人市民の受診を受け入れてくれる病院の情報を提供するとともに、外国人に安心して受診してもらえるよう、院内案内や問診票などの多言語表記を医療機関等に協力を求めています。

イ 健康保険、年金制度の周知

外国人市民が安心して医療機関で受診できるよう、日本の社会保障制度について、来日のできるだけ早い時期に外国人市民によく周知させ、加入を促進します。また、社会保障について条約を締結している国もあり、適切な情報を相談を通して提供できるようにします。

② 子育て世帯・高齢者世帯への支援

ア 多言語による情報提供

子育て世帯には、児童福祉施設の入園案内をはじめ、子育てに関するガイドブックや児童センターの行事案内など、高齢者世帯には高齢者福祉サービスの多言語表記を進めています。

イ 環境適応支援

親子ができるだけ早く新しい環境に慣れるよう、子どもステーションや児童センターで行われる事業への参加を促します。

(4) 防災面からの支援

現在本市では、防火危険物安全協会主催で年 1 回、外国人向けの防災講座を行っているほか、平成 21 年には大府市防災マップを 6 か国語(ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、英語)で作成するなど、日ごろから防災教育・訓練や防災情報の提供を行っていますが、定住・永住者への講座受講の拡充や、さらなる情報提供を進めていきます。

また、災害時に外国人市民に地域の力となってもらうためにも、外国人リーダーの育成をするとともに、緊急時に即時に適切な情報を入手できるよう支援をしていきます。また、災害時に外国人市民を支援する担当を設置します。

大規模災害時には被災地以外の地域からの多数の通訳ボランティアが必要となるため、地方公共団体の枠を超えた連携を図ります。

① 防災情報の提供

ア 平常時の情報提供

日中市内にいることが多い女性や子どもに対して、防災講座を開催するとともに、日ごろの備えや避難場所について多言語による資料配布や訓練などを通じて情報提供をします。

イ 緊急時の情報提供

ひらがなあるいはやさしい日本語ならば理解できる外国人も多くいることから、多言語とともにやさしい日本語やピクトグラムでの情報提供を進めます。また、外国人市民が避難しやすいよう、避難所の表示についても同様に対応し、被災者が協力し合えるよう支援します。罹災証明の発行など、災害からの復旧の手続きに必要な支援も継続して実施します。

② 災害時の支援

ア 災害応援協定自治体との協力

災害応援協定を締結している国内の市に対して通訳ボランティアの派遣を要請し、本市のボランティアと連携して外国人の対応にあたります。

イ 民間団体との協力

NPO、NGOその他民間団体に対して、通訳ボランティアの派遣を要請し、本市のボランティアと連携して外国人の対応にあたります。

(資料3)「大府市地域防災計画」(平成21年度修正) 関係分抜粋

大府市防災会議による「大府市地域防災計画」(平成21年度修正)、「第6節 災害時要援護者」の「外国人等に対する対策」として、以下のとおり示されています。

「市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 地域全体で災害時要援護者への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。」

2 教育支援

入学に関する情報は、入学説明会の案内・口座振替の案内・就学援助制度、学校共通の案内文等を現在中国語・ポルトガル語・スペイン語で翻訳を作成して窓口・学校で対応しています。保護者が日本での教育の重要性を理解し、外国人児童生徒が就学できるようにするためにも、こうした、保護者への母語による情報提供も充実させる必要があります。

外国人市民の子どもたちは、保護者の事情で、日本で生活を始めており、将来、どの国に生活の基盤を置くかははっきりしていません。日本語だけを教えていれば学力がつくというわけではなく、日本語で学べる子どもを育てる必要があります。これは、家庭の事情で、海外で教育を受けることとなったいわゆる帰国児童生徒も同様です。現状では、国は外国人に子どもを就学させる義務がないため、就学年齢の児童生徒であっても、教育を受けているかを制度的に把握するのが難しい状況です。しかし、現状と今後の日本での生活を考慮すると教育を受ける機会の保障が求められています。

現在就学している児童生徒については、不登校などが発生した場合は、家庭訪問などほかの児童生徒と同様に指導しています。学校のみならず将来の自立の方向を見据えながら、将来に夢の持てる教育支援をしていく必要があります。

出身国や日本に来た事情が異なり、日本で生活を始めた年齢も多様な外国人児童生徒の就学希望があるので、発達段階や日本語能力など子どもの実情に合わせて、母語の話せる日本語指導員を各学校に派遣して母語による支援をする必要があります。場合により取り出して集中的に学習するなど、学校生活自体に子どもがなじめるようにする必要があります。しかし、実施にあたっては、通常の教科にもついていけるよう、配慮する必要があります。学年通信や個別の連絡文書は、必要に応じた多言語での作成が求められており、支援する人材の確保を含め対応が必要となっています。

平成 22 年度大府市学校教育の指針には、「(6) 異なる文化を理解し尊重し合う態度を育む国際理解教育」と掲げられており、「①中学校の英語科学習、小学校の外国語活動を支援するため、9 名の ALT* を全小中学校に派遣し、英語によるコミュニケーション能力を高める。」「②中学生海外派遣事業によるポートフィリップ市との交流を通し、国際理解を深める。」「③小学校の外国語活動については、石ヶ瀬小学校を拠点として、更に研究を進め、ALT との連携による活動を充実させる。」の 3 つが挙げられています。

* ALT

Assistant Language Teacher の略。学校で外国語授業の補助を行う外国語指導助手のこと。

(5) 外国人市民の子どもたちの成長を支援する教育

小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人市民が有効に活用できるよう、多言語で周知していきます。

日本語による学習の効果を高めるために、正規の課程内での対応のほかに、ボランティア団体と連携した学習支援や母語による学習サポートなど課外での補習を行います。帰国児童生徒についても、同様の配慮をします。

親と子との間、保護者と学校と間のコミュニケーションの食い違いなどの課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなく NPO、NGO、自治会、企業等、地域ぐるみの取組を促進します。

学校に通っていない、または学校に通えない不就学の子どもの実態を把握した上で、外国人市民の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても最大限発揮できるような教育環境の整備を行い、不就学の子どもに対する取組を実施します。

新就学（新小学校 1 年）の児童については就学意思の確認に努め、就学時健康診断の受診がない場合は、文書の送付・家庭訪問を実施するなど、個々の状況を把握し、就学を促します。

① 就学情報の提供

- ア 就学情報の多言語情報提供
学校入学時の就学案内や就学援助制度を、多言語により情報提供します。
- イ ネットワークの構築による多言語の通訳翻訳者の確保
使用者が多い言語のみならず、少数の言語についても、在住の外国人市民、近隣自治体とネットワークを築き、支援体制を強化します。
- ウ 不就学児童生徒の把握
多岐な方法で不就学児童の現状を把握し、文書の送付・家庭訪問を実施するなど、個々の状況を把握し、就学を促していきます。
- エ 母語による保護者に対する情報提供
日本の学校制度自体を保護者に理解が可能なよう母語により情報提供し、就学を促します。

② 学習支援

- ア 日本語による学力を高めるための支援
取り出し授業*・入り込み授業*のみならず、学力を向上できるよう日本語の学習支援をします。帰国児童生徒についても、同様の配慮をします。

- イ 就学前の外国人市民の子どもたちの把握と就学準備の支援
幼稚園、保育園、託児所との連携を進めます。

* 取り出し授業

通常のクラスの時間に児童生徒を別の教室に取り出して授業することです。

* 入り込み授業

必要な児童生徒の横で、日本語で行われる授業のサポートをすることです。

③ 地域ぐるみの取組の促進

- ア 市国際交流協会、県教育委員会と連携した地域ぐるみの取組の促進
外国人児童生徒に関する課題解決のために、市国際交流協会及び
県教育委員会と連携して行います。

(6) 多文化共生を理解する教育

児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進していきます。

大府市国際交流員や市内在住の外国人市民を紹介し、児童生徒の国際理解教育の支援をしていきます。

① 国際理解教育の推進

- ア 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
国際理解教育についても、多文化共生の視点からの見方を含めていきます。
- イ 外国人市民の総合学習での講師としての活用と国際理解教室の開催
在住の外国人市民を活用することにより、同じ文化を共有する外国人市民の文化に誇りをもってもらい、市民同士の交流を進めます。

② 多文化共生社会への意識啓発

- ア 多文化共生を主題とした催し物
外国人市民とともに生活し、学び、働くにあたって、コミュニケーションの方法を含めて、必要な心の準備を養うための意識啓発を目的とした教室を開催します。

3 地域づくり

外国人市民が地域社会でともすれば孤立しがちになる原因として、住民自治組織の存在が理解されていないことが挙げられます。一方、外国人市民に近づくにくさを感じる日本人の一般的な傾向にも原因の一端があります。その背景にはお互いの言語・文化の理解不足という要因も見られます。言語のみのコミュニケーションに限らず、外国人市民を身近に感じてもらえるようなイベントや講座を通じて、地域社会全体の意識啓発が必要です。

また、PTAや防災組織などの団体についても、外国人市民が参加できるような配慮が必要です。そして、外国人市民が個人で日本の住民自治組織やNPO活動などに飛び込んでいくことは困難を伴うので、同一国の人々で構成される自助組織を結成し、育成していくことにより、自分たちの回りの課題の解決からはじまり、住民自治組織や他のNPOとの協働を進めていくなかで、外国人、日本人双方が協力して様々な地域課題の解決を図ることができるような地域づくりをする必要があります。

市国際交流協会では、外国の文化をテーマとした国際交流デーなどを開催し外国人市民と日本人との交流を進めていきます。

(7) 意識啓発と交流

多文化共生は外国人市民へのアプローチの視点のみから推進できるものではありません。児童生徒を対象とする多文化共生を理解する教育を地域でも実施し、人材育成をしていきます。外国人市民との円滑な関係が築けるよう、市内全地域において理解事業を実施するとともに、積極的に情報発信します。また、言語のみならず、外国人市民との多様なコミュニケーションの方法を伝えていきます。

① 地域資源を活用した啓発と交流

ア 公民館等での啓発講座の開催

公民館や地域の集会施設などを利用して、語学講座や外国料理等を通じて文化を紹介する講座を実施し、日本人市民への多文化共生の意識啓発を行うとともに外国人市民との交流を行います。また、青春大学* などを通じて将来の人材育成を見据えた講座を開催します。

* 青春大学

主に団塊の世代以上の男性を対象とした地域デビューのための講座。NPO 法人、社会福祉協議会、行政が協働で実施し、「マジック」「パソコン」「地域コミュニケーション」など 21 の講座から構成され、卒業生は学んだことを生かして地域に還元したり、独自の活動をしたりしています。

イ 大学と連携した意識啓発

至学館大学等の高等教育機関の人的資源を活用し、市民講演会などを通じ意識啓発を図ります。また、広く学術研究機関と連携します。

② 住民自治組織を活用した交流

ア 地域行事への参加促進

地域の運動会や夏祭りなどのイベント案内についても多言語や分かりやすい日本語で情報提供することにより参加を促します。

③ 多様な手段による意識啓発

ア 広報紙を通じた意識啓発

多文化共生について『広報おおぶ』に定期的に情報を提供します。

イ 多文化共生をテーマとしたイベントの開催

外国人市民の母国の文化や日本の文化を紹介するイベントを開催して市民が交流する機会を設けます。

(8) 外国人市民の自立と社会参画

外国人市民が日本の社会に入り、地域住民として主体的に活動し、地域課題の解決の担い手へと成長するために、外国人市民の住民自治組織への加入を促進するとともに、行政・教育機関・NPO・ボランティア活動などの情報を積極的に提供し、広く関わりを支援します。

① 自助組織を通じた参画

ア 自助組織の立ち上がり支援

市内に住む同一国人同士が定期的に顔を合わせる仕組みを作ることを通じて、NPO組織への発展を支援します。また、国や県規模の組織とも連携していきます。

イ 自助組織の活動支援

自助組織へ情報提供、自助組織同士の協働、他の協働パートナーの紹介など、組織が行う課題解決活動のための支援を行います。

② 住民自治組織の支援

ア 自治会加入の促進

多言語あるいは分かりやすい日本語表記による自治会加入促進チラシを作成し、自治会を通じて配布します。

イ 自治会運営の相談体制の充実

外国人市民との共存についてのノウハウの相談について、日本人、外国人双方の相談窓口を設置します。

③ 人材の育成

ア 地域リーダーの発掘

青春大学の講座などを通じて、日本人、外国人にかかわらず、自助組織や地域の中で核となり、他の組織や行政と協働できる人材を発掘します。

イ 地域リーダーの養成

他の組織や行政との協働の橋渡し、リーダー養成講座の開催や紹介などを通じ、多文化共生推進の核となり得る人を養成します。

4 多文化共生と交流の推進

多文化共生は、外国人市民と日本人市民とが、お互いに努力し、幸せを感じる都市の市民となる手立てです。市民もまた、言語、文化的背景、国籍の異なる市民の存在をお互いに認識する必要があり、その施策を遂行するためには、推進体制の整備が必要です。市、市国際交流協会はもとより、県、NPO、NGO、その他の民間団体の役割分担を明確化するとともに、各主体の連携・協働が欠かせません。

この多文化共生推進プランの進行管理については、行政がその役割を担う必要があります。市では国際交流係を多文化共生係へ名称を変更するなど、多文化共生推進に関わる行政の姿勢を明らかにし、また、市役所内で部局横断的に多文化共生の施策を実施していくため、国際化会議を改組し、多文化共生推進会議を設置しました。多文化共生推進プラン策定のために設けられた多文化共生推進委員会は、プランの進行管理のために今後も活動していく必要があります。

また、プランの進行管理のためには、多文化共生施策は言語、教育、法律、文化といった従来なら個別に別れた知識分野を多文化共生の視点から再構成する必要があります。そのためには、行政の立場のみならず、広い知識の蓄積とそれを総合的にまとめ上げる専門的な助言が必要です。

多文化共生に関わる課題は、県や県国際交流協会と連携して、解決を図ることも有効な手段です。近隣自治体やその地域国際化協会とは、隣接していることのみをもって、直ちに先行事例が課題解決するわけではないものの、人的要素を含めた資源の有効利用という点で、普段から連携を深めておく必要があります。

そして、外国人も出身地や国籍、在留資格、日本語能力、年齢によって抱える問題も異なります。多種多様な外国人市民の声を聞く機会を設ける必要があります。

市国際交流協会は、設立 18 周年を迎えており、大小さまざまなイベントを開催した経験によるノウハウの積み重ねにより、行政とは違う特色を持った運営をしています。外国人同士あるいは、外国人と日本人の積極的な交流を行い、公共サービスの担い手として、市国際交流協会の発展は重要であり、安定的な運営のために事務局の体制の充実が必要です。一層の発展のために、市と市国際交流協会とは役割分担を明確にし、お互いに対等な立場で、外国人市民を直接支援する主体としての取組で連携していく必要があります。

市国際交流協会のイベントでは、イベントの開催を通して外国人市民、日本人市民を問わず、相互の交流が促進されています。クリーン・アップ・ザ・ワールド・イン大府はコミュニティと、また、外国人無料健康相談会、外国人のための防災講座などは NPO などの団体と協働で開催されています。これらのイベントは、また、外国人市民同士の交流もはかられることから、自助的組織のきっかけにもなっています。

市国際交流協会の発行している外国人市民向けの情報誌「ほほえみ」では、重要なお知らせや日本で暮らしていくのに必要な情報を、多言語で提供しています。部数の拡大に伴う、印刷手段や配布手段の見直しが必要です。

現在、市国際交流協会の実施している外国語市民相談は、外国人市民の支援という点から見ると、生活支援のみならず、教育支援、地域づくりにも影響してくる事業です。相談員の役割には、外国語を日本語にまたは、日本語を外国語に置き換えるという、狭義の通訳のみならず、生活習慣の違いなどに現れる文化的背景や、在留資格など外国籍であることに起因する問題にも的確な対応ができる「文化の通訳」「制度の通訳」も含まれています。そして、DV や虐待、発達に対する不安、障がいなどの問題に対して、適切な対処ができるよう技術水準を向上させる必要があります。そして、国籍、在留資格、日本語能力、日本での生活期間などの多様な要素によって、抱える問題が異なる外国人市民の問題解決には、特定な問題領域について、解決能力が高い NPO との協力も不可欠です。

外国人市民は、地域経済を支える大きな力です。その中で、企業は外国人市民にとって生活の多くを占める場所であり、大きな影響力を持っています。より安定した地域経済の向上が実現するよう、多文化共生の視点からの情報提供及び啓発が必要です。東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市）は平成 20 年 1 月 21 日に地元経済団体と協力し、外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための呼びかけを行い、趣旨を「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」として取りまとめました。企業の多くが、この憲章の精神を尊重することを期待します。

外国の都市と交流し、多様な文化を認め、自国の文化を再認識し相互理解を深めることは、多文化共生を理解するのに有効な手法です。

大府東高校とエルウッド・カレッジの姉妹校交流に始まったオーストラリアのポート・フィリップ市との交流は、姉妹都市提携を結んで 18 周年経過しました。この国際的都市間交流の実績は、本市の国際交流ひいては多文化共生にとって重要な財産となっています。現在でも、隔年で職員交換をするなど、継続的な交流事業を行っています。また、大府高校もカナダのノースバンクーバー市にあるウインザー・セカンダリー・カレッジとの姉妹校交流を始めており、交流がさらに深まるよう今後の交流の発展を見守っていきます。

(9) 推進体制の整備

本プランの推進に当たっては、策定組織である多文化共生推進委員会が引き続き進行管理を図ります。

外国人市民と接する市職員は、コミュニケーション能力の向上が必要となります。通訳の利用や本人の語学能力のみならず、多様な手段でのコミュニケーション方法を身につけ行政サービスの向上を図ります。また、職員間のコミュニケーションを密にし、部署同士の協力を強くします。

市国際交流協会は、市とは別の公共の主体として活発な活動を拡充するとともに、事業内容を市民に発信していきます。

日本語教室は、コミュニケーションに関する支援について重要な位置を占めます。現状は、「地域の日本語教育」の役割を担い、ボランティアの講師及び受講生が多数参加し、安定した運営がされています。日本語教室のシステムのコーディネートや、日本語教育の内容のコーディネートの能力を充実させていきます。

① 行政の役割

ア 多文化共生推進プランの実施と進行管理

本市の多文化共生推進プランについて、施策の実施と進行管理及び助言のために多文化共生推進委員会を継続し設置します。

イ 多文化共生に関わる職員研修の実施

多文化共生の理解を深めるために職員研修を実施します。

ウ 市国際交流協会との連携と支援

協会の力を引き出しながら、事業の効率的かつ効果的な運営をします。日本語教室、外国語市民相談、外国人向け情報誌など、円滑な連携関係の中で取組みを進めます。また、活動に参加した市民の不慮の事故に備え、補償制度を整えます。

エ 多文化共生の拠点整備と人材の育成

市国際交流協会が新たな公共の担い手として力を発揮するために、推進するために組織の充実をしていきます。

オ 外国人市民の意見の把握

アンケートなどの方法で、多種多様な外国人市民の意見を広く聴き政策に生かしていきます。

カ 多文化共生推進に関する意見交換の場の設置

行政と市国際交流協会及びNPOとの意見交換の場を整えます。

キ 対外的連携

本市のみでは対処が難しいことについて、県、県国際交流協会、名古屋国際センター、ハローワーク、労働基準監督署、警察、JICA*、国際組織、外国政府、その他NGOなどと連携を深めます。

* J I C A

独立行政法人国際協力機構のこと。政府海外援助のうち技術協力事業の実施を担っている機関のことです。
--

② 市国際交流協会の役割

ア 国際交流を通じた多文化共生の啓発

市国際交流協会が積み重ねた知恵を生かし、より活発で、充実した手法で啓発事業を独自に実施します。

イ 国際交流を通じた多文化共生事業の実施

市国際交流協会が積み重ねた知恵を生かし、各自治体の国際交流協会の本旨に基づいて、公共的主体からの委託、請負、協力要請などにより多文化共生事業を実施します。

③ 市民・NPO・企業の役割

ア 多文化共生への参加と協力

外国人市民であるかどうかを問わず、多文化共生を理解し、地域社会の構成員として、積極的な参加が求められます。市民の地域参画の手段のひとつとして NPO は存在感を高めており、一層の協力が求められます。企業については、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の精神を尊重し、法の遵守はもちろん、就労者の生活環境や家族の教育などについても配慮するなど社会的責任としての多文化共生への理解と多文化共生の社会づくりの推進に取り組むことが求められます。

(10) 国際的都市間交流

国際的都市間交流は、交流そのものを目的とした時代から、共通の都市的課題を学びあう時代に発展してきました。双方が抱える社会問題に着目し、解決の糸口を姉妹都市交流の過程で得ることも新しい役割です。交流を通して得られた知識と内容とを、相互の地域社会に還元する必要があります。

ポート・フィリップ市と大府市との教育における交流は、国際的都市間交流の源となるものであり、当初から重要な分野となっています。大府市の子どもや若者たちが、異なる文化や、生活習慣に触れる機会を作るとともに、コミュニケーションの手段として、主に英語能力の向上を図る上でも、大切な役割を担っています。また、外国と交流することにより、多文化共生の意識を涵養するとともに、外国につながるのある子どもや若者たちがより誇りを持って、生活が営める機会にします。

WHO健康都市連合など国際的な自治体の連携を通し、問題解決を進めていきます。

① 姉妹都市交流を始めとする交流

ア 教育文化交流

多文化共生推進につながる国際的都市間交流の一環として、児童生徒及び教育関係者の相互の受け入れや、手紙などの間接的な交流などを実施または支援します。

イ 課題解決交流

長年の交流の信頼関係に基づき、地域社会や公共が抱える課題に着目し、解決の方策を交流に見い出すことにより、その成果を、大府市の行政に生かします。

② 国際化社会への取組

ア 自治体同士の国際的な連携強化

WHO健康都市連合などの国際的な都市の連携を通じて、健康都市の課題解決について情報交換をします。